

## 長野市消防局訓練用資器材貸出要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市消防局で保有する訓練用資器材を貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(訓練用資器材)

第2 この要綱において規定する訓練用資器材とは、次のとおりとする。

- (1) 訓練用消火器（水道圧により充填するもの）
- (2) 訓練用消火器充填用資器材一式
- (3) 消火訓練用標的

(貸出対象)

第3 訓練用資器材の貸出対象は、長野市消防局管内で訓練等を実施する団体で、次のとおりとする。

- (1) 防災訓練を実施する自主防災組織及び連絡協議会等
- (2) 自衛消防訓練等を実施する事業所
- (3) 防災及び火災予防啓発等の活動を実施する団体等で、消防署長が必要と認めるもの

(貸出場所)

第4 訓練用資器材の貸出場所は、消防署及び消防分署とする。

(貸出期間)

第5 訓練用資器材の貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、消防署長が必要と認める場合は、貸出期間を延長することができる。

(借用申請)

第6 訓練用資器材を借用する組織、事業所及び団体等（以下「借用組織等」という。）は、消防署長に訓練用資器材借用申請書兼借用書（様式第1号）（以下「借用申請書」という。）を提出する。

なお、第3第1項第3号に該当する場合は、活動の概要が分かる書類の写しを添付する。

(貸出決定)

第7 借用申請書を受理した消防署長は、目的及び内容を確認し、貸出しの可否を決定する。

2 消防署長は、訓練用資器材を借用する者に訓練用資器材の維持管理の遵守事項等を説明する。

(貸出費用)

第8 訓練用資器材の貸出しは、無料とする。

2 貸出期間中における訓練用資器材の運搬及び維持管理に要する経費は、借用組織等の負担とする。

(維持管理)

第9 借用組織等は、訓練用資器材の借用期間中において、訓練用資器材を適正に維持管理し、次の事項を遵守する。

- (1) 営利目的で使用しないこと。
  - (2) 目的外で使用しないこと。
  - (3) 転貸しないこと。
- (貸出の中止)

第10 消防署長は、次のいずれかに該当する場合は、貸出しを中止し、訓練用資器材を返却させることができる。

- (1) 借用組織等が、この要綱に違反した場合
  - (2) 消防署長が特に必要と認めた場合
- (返却)

第11 借用組織等は、借用申請書に記載した借用期間までに訓練用資器材を返却するものとする。

(損害賠償責任)

第12 借用組織等は、訓練用資器材の借用期間中により生じた事故や損害の全ての責任を負うものとする。ただし、自主防災組織等（女性防火クラブ、幼少年消防クラブ等を含む。）が主催する防災訓練で発生したものは、消防署長と協議のうえ決定する。

2 借用組織等は、訓練用資器材を破損や紛失した場合には、原則として全額負担により修理又は新品をもって弁償返却するものとする。ただし、軽度の損傷等については消防署長と協議のうえ対応を決定する。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防局長が別に定める。

附則（令和6年3月21日局長達第5号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6関係）

訓練用資器材借用申請書兼借用書

消防署長 申請年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
 組織・事業所名称 \_\_\_\_\_  
 申請者氏名 \_\_\_\_\_  
 申請者連絡先 \_\_\_\_\_

長野市消防局訓練用資器材貸出要綱を遵守し、資器材を借用します。

借用目的			
訓練場所			
訓練日時	年	月	日 ( ) 時 分 ~ 時 分
借用期間	年	月	日 ( ) 時 分から (借用日時)
	年	月	日 ( ) 時 分まで (返却日時)
借用資器材	訓練用消火器		本
	訓練用消火器充填料資器材一式 (水道ホース、手動空気入れ、充填料金具×2)		式
	消火訓練用標的		個

----- 切り取り -----

※申請時記入しないでください。

訓練用資器材借用書申請者控え（遵守事項等説明書）

返却日時	年 月 日 ( ) 時 分		
返却場所	消防署・消防分署		
返却資器材	消火器	充填料資器材（ホース、空気入れ、充填料金具×2）	標的
	本	式	個

【遵守事項等】

- 貸出期間は、原則として1週間以内とする。
- 営利目的で使用しないこと。
- 目的外で使用しないこと。
- 転貸しないこと。
- 借用する組織、事業所及び団体等は、訓練用資器材の使用等により生じた事故や損害の全ての責任を負うものとする。ただし、自主防災組織等が主催する防火防災訓練で発生したものは、消防署長と協議のうえ決定する。
- 借用する組織、事業所及び団体等は、破損や紛失した場合は、原則として全額負担により修理又は新品をもって弁償返却するものとする。ただし、軽度の損傷等については消防署長と協議のうえ対応を決定する。